

おくやみ ハンドブック

幸手市

令和5年度発行

〒340-0192 埼玉県幸手市東4-6-8 幸手市役所 TEL0480-43-1111 (代表)



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2023年10月発行

発行:幸手市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

宗教法人 新雲泉寺

白岡霊園

永代供養と葬儀



新雲泉寺永代供養墓 曼荼之塔

ご遺骨は納骨後 16 年間骨壺のまま保管し
お名前を掲示します。
「真言宗豊山派新雲泉寺」が供養をつとめ
させていただきます。生前契約可能です。

20万円～



宗旨宗派不問 十三重之塔

どなたでもご利用いただける永代供養墓です。
ご遺骨をお砂の状態でご合祀いたします。
お名前の掲示はありません。

5万円



ペット永代供養墓 にじのとう

ペット専用のお墓です。
納骨の仕方を選択することができます。
お名前の掲示や骨壺のままでの保管も可能
となっています。

3万円～

※ 納骨後に特定の寺院の檀家になることはありません。管理費や特別な寄附をいただくこともありません。
全ての永代供養墓に対し新雲泉寺がお盆と春秋のお彼岸に合同供養を行っております。



白岡霊園でのお葬儀

霊園のスタッフがお迎えから火葬までの全てを
お手伝いいたします。(緊急時 24 時間対応)

霊園営業時間外は専門オペレーターが対応いたします。



白岡霊園管理事務所

☎ 0480-92-1069

埼玉県白岡市上野田 1374-1 年中無休【9時～17時迄】

白岡霊園



ホームページ

死亡届に関するお知らせ

火葬許可証について

死亡届の手続き終了後に、「火葬許可証」を交付します。火葬の際に斎場等で必要となります。また、火葬後、斎場等から「火葬済証明書」が交付されます。ご遺骨を墓地や納骨施設に納める際に必要となりますので、大切に保管してください。

除籍になった戸籍の交付について

【故人の本籍が幸手市にある場合】

除籍になった戸籍ができ上がるまでに死亡届を受理した日から約1週間かかります。

【故人の本籍が幸手市以外にある場合】

除籍になった戸籍ができ上がるまでに死亡届を受理した日から約10日～2週間かかります。すぐに本籍地の市区町村に請求をされても、戸籍ができていない可能性がありますのでご注意ください。念のため、10日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上、請求されることをおすすめいたします。
※除票になった住民票は故人の住所が幸手市にある場合、死亡届を受理した日から交付できます。

死亡届書の記載事項証明書(死亡診断書の写し)について

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求する際に、死亡届の記載事項証明書を求められることがあります。

死亡届書の記載事項証明書の交付には、法律による制限があり、下記の使用目的以外での請求では交付できませんのでご注意ください。

※死亡届の提出前に届書のコピーを取られることをおすすめします。

●使用できる目的

- (1) 郵便局の簡易保険の請求
- (2) 厚生年金の遺族厚生年金の請求
- (3) 国民年金の遺族基礎年金の請求
- (4) 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求
- (5) 国家公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

●申請できない保険の種類

- (1) 生命保険会社の生命保険
- (2) 農協共済の生命保険
- (3) 県民交通災害共済
- (4) その他法令で提出が義務付けされていない保険等

●申請できる方

死亡届の届出人や死亡者のご親族の方で、かつ、対象の保険もしくは年金の請求者(受取人)

●必要書類

- (1) 簡易保険証書・年金証書や遺族年金請求者等、受取人であることが確認できるもの
- (2) 窓口へ来られる方の本人確認書類

※故人との関係を確認できるもの(戸籍謄本等)が必要になることがあります。

連絡先: 市民課 記録担当 内線125・126

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(変更届)		<input type="checkbox"/>	市民課	4
	印鑑登録をしている	●印鑑登録は廃止されます。		<input type="checkbox"/>	市民課	4
	住民基本台帳カードをお持ちの方	●住民基本台帳カードは失効されます。		<input type="checkbox"/>	市民課	4
	マイナンバーカードをお持ちの方	●マイナンバーカードは失効されます。		<input type="checkbox"/>	市民課	4
年金	国民年金に加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課	5
	国民年金を受給している	●未支給年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)		<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
	厚生年金・共済年金を受給している、または加入している	年金事務所、各共済組合へ直接お問い合わせください。				6
保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●念書の提出		<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
	後期高齢者医療保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●申立書の提出		<input type="checkbox"/>	保険年金課	7
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けている	●保険料等に関する書類の提出 ●各種証の返還		<input type="checkbox"/>	介護福祉課	7
	次のいずれかを利用している 緊急通報システム、認知症高齢者等家族支援サービス	●緊急通報装置の撤去・返還 ●紙おむつの支給廃止 ●みまもり機器の返却		<input type="checkbox"/>	介護福祉課	7
税金	納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●市税の引き落とし口座の変更(金融機関窓口での申し込み) ●市税の引き落とし口座の変更(市役所窓口での申し込み)		<input type="checkbox"/>	納税課	8
	市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている	●相続人代表者指定届出書の提出		<input type="checkbox"/>	税務課	8
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●車両等の廃車または名義変更手続き		<input type="checkbox"/>	税務課	8
障がい	次のいずれかを所有している ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳	●障がい者手帳の返還届の提出		<input type="checkbox"/>	社会福祉課	9
	次のいずれかを所有している ・重度心身障害者医療費受給者証 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療費受給者証	●各種受給者証の返還		<input type="checkbox"/>	社会福祉課	9
	次のいずれかを受給している ・在宅重度心身障害者手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当等	●手当の資格喪失届の提出		<input type="checkbox"/>	社会福祉課	9
	埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象者	●埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金給付請求		<input type="checkbox"/>	社会福祉課	10
子ども	児童手当の受給者もしくは受給対象児童である	<受給者が亡くなった場合> ●消滅届、未払請求書の提出 <新たな受給者を申請する場合> ●新規申請書の提出 <受給対象児童が亡くなった場合> ●消滅届or額改定届出書の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	10
	子ども医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童である	<受給資格を有している方> ●消滅届の提出 <新たな受給者を申請する場合> ●新規申請書の提出 <受給対象児童が亡くなった場合> ●消滅届の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	11
	児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である	<受給者が亡くなった場合> ●資格喪失届の提出 <新たな受給者を申請する場合> ●新規申請書の提出 <受給対象児童が亡くなった場合> ●資格喪失届or額改定届出書の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	11
	ひとり親家庭等医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童である	<受給者が亡くなった場合> ●消滅届の提出 <新たな受給者を申請する場合> ●新規申請書の提出 <受給対象児童が亡くなった場合> ●変更(消滅)届の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	12
	特別児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である	<受給者が亡くなった場合> ●受給資格者死亡届の提出 <新たな受給者を申請する場合> ●新規申請書の提出 <受給対象児童が亡くなった場合> ●資格喪失届または額改定(減)届の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	12
	保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用している保護者もしくは入所している児童である	<保護者が亡くなった場合> ●変更届の提出 <児童が亡くなった場合> ●退所届の提出		<input type="checkbox"/>	子ども支援課	13
	水道	水道使用者である	●水道の閉栓 ●水道の名義変更 ●振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	水道管理課
下水道	下水道使用者(構成員)である	●下水道の利用休止 ●支払方法の変更 ●世帯代表者の変更		<input type="checkbox"/>	下水道課	13
	農業集落排水を利用している	●世帯人数、代表者変更の連絡 ●使用中の連絡 ●料金支払方法変更手続き		<input type="checkbox"/>	下水道課	14
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	14

市役所以外での主な手続き一覧

区分	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関 等
	株式等	名義変更	各証券会社 等
	遺言書(法務局に保管している場合)	遺言書保管事実証明書の交付請求 遺言書の閲覧請求 遺言書情報証明書の交付請求	さいたま地方法務局 久喜支局 久喜市本町4-5-28 ☎0480-21-0215
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納	幸手警察署 幸手市上吉羽964 ☎42-0110
	クレジットカード	解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	さいたま地方法務局 久喜支局 久喜市本町4-5-28 ☎0480-21-0215
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	関東信越国税局 春日部税務署 春日部市大沼2-12-1 ☎048-733-2111
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	農業者年金に加入していた方	死亡届の提出、未支給年金請求等	農業委員会事務局 (手続きはJA埼玉みずほ幸手東支店)
	軽自動車	車両等の名義変更手続き	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田115-1 ☎050-3816-3113
普通自動車 2輪車(125cc超)	車両等の名義変更手続き	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市増戸723-1 ☎050-5540-2028	
相続	相続の放棄・限定承認	さいたま家庭裁判所 久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 ☎0480-21-0157	

市役所での手続き

世帯主である

世帯主がお亡くなりになった場合は、世帯主が変更となります。

幸手市では、死亡届が提出された際は、世帯の中での年長者を新しく世帯主に登録しています。別の方を世帯主にしたい場合は、市民課窓口にて世帯主変更の届出をお願いします。

手続き・持ち物

● 世帯主変更手続きに来られた方の本人確認ができるもの

① 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真貼付)、
旅券、その他官公署発行の写真が貼付された免許証など

② 「①」を所持していない場合

健康保険証、介護保険証、年金手帳、診察券などのうち2種類。

※ 新しく世帯主になる方以外が手続きされる場合は、委任状が必要です。

受付窓口

市民課 市民担当 内線 123・129

印鑑登録をしている

印鑑登録されている方がお亡くなりになった場合、印鑑登録は廃止されます。

受付窓口

市民課 市民担当 内線123・129

住民基本台帳カードをお持ちの方

住民基本台帳カードをお持ちの方がお亡くなりになった場合、住民基本台帳カードは失効されます。

受付窓口

市民課 市民担当 内線123・129

マイナンバーカードをお持ちの方

通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方がお亡くなりになった場合、通知カード・マイナンバーカードは失効されます。相続等の手続きに必要な場合がありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。

受付窓口

市民課 マイナンバー担当 内線123・129

不動産の名義変更・遺産分割

相続の 専門家

代表司法書士
笹岡貴城



ささおか司法書士事務所にご相談ください

相続が発生し、初めてのことで誰に何を相談していいかわからず不安な方も多いと思います。

そのようなご相談に耳を傾け、相続専門家の立場から最適なお提案をいたします。みなさまのお気持ちに寄り添い、丁寧な対応をいたします。どうぞお気軽にご連絡ください。

お客様からの嬉しいお声

60代
女性

親身に相談にのってくださり
全てお任せできる安心感がありました。

60代
男性

定期的に進み具合を連絡してくれて
その都度相談にものってくれました。

70代
男性

対応が早く、人柄もよかったです。

まずは
お電話ください

この冊子をご覧になった幸手市内にお住まいの方

幸手市内出張無料!



ご存じですか?

早めの対応が必要です!

相続登記の
義務化

令和6年(2024年)
4月1日より

不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の「過料」が科される可能性があります。相続が複雑化して対応が難しくなる前に、専門家を通しての正しい登記をおすすめします。

ささおか司法書士事務所ができること

相続登記

遺産分割協議書の作成

相続放棄

など

相続にかかわることは何でもご相談ください。

埼玉県全域対応

相談・見積
無料

 ささおか司法書士事務所

TEL 0480-53-7750

受付時間 平日 9:00~18:00

事前予約で時間外・休日も対応いたします

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

ホームページはこちら

<https://sasaoka-office.com/>

info@sasaoka-office.com



国民年金に加入している

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

故人と生計を同じくしていたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があるため年金事務所で故人の年金記録の確認が必要です。

お手続きの際は、請求者の本人確認書類(免許証等)をお持ちください。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【故人について】

●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方
- ・老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間が25年以上である場合に限る)
- ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

●遺族基礎年金

- ・故人の配偶者(子のある方)
 - ・故人の子
- ※子とは、18歳到達の年度末までの子、または1・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子

●寡婦年金

故人と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

故人と同一生計の

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹

※支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません。

●遺族基礎年金の請求

- 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- 故人と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄(抄)本
- 請求者の世帯全員の住民票 故人の住民票除票
- 請求者名義の通帳 死亡診断書の写し 請求者・子の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。
※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●寡婦年金の請求

- 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- 故人と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄(抄)本
- 請求者の世帯全員の住民票 故人の住民票除票
- 請求者名義の通帳 請求者の所得証明書

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。
※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

●死亡一時金の請求

- 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- 故人と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄(抄)本
- 請求者の世帯全員の住民票 故人の住民票除票 請求者名義の通帳

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。
※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

手続き・
持ち物

受付窓口

保険年金課 国民年金担当 内線146

期限

遺族基礎年金・寡婦年金:亡くなった日から5年以内

死亡一時金:亡くなった日から2年以内

国民年金を受給している

故人が障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

※老齢基礎年金の未支給年金請求の受付窓口は年金事務所です。

故人と同一生計の

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他(①～⑥以外の3親等内の親族)

お手続きの際は、請求者の本人確認書類(免許証等)をお持ちください。

なお、代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

手続き・持ち物

●未支給年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)の請求

- 故人の年金証書 故人と請求者との関係が明らかにできる戸籍謄(抄)本
- 請求者の世帯全員の住民票 故人の住民票除票
- 請求者名義の通帳

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、下記の受付窓口でご相談ください。

受付窓口

保険年金課 国民年金担当 内線146

期限

亡くなった日から5年以内

厚生年金・共済年金を受給している、または加入している

年金事務所、各共済組合へ直接お問い合わせください。

国民健康保険に加入している

故人が幸手市国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- 国民健康保険被保険者証 限度額適用認定証(認定を受けている場合)
- 標準負担額減額認定証(認定を受けている場合)
- 特定疾病療養受領証(認定を受けている場合)
- 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(70歳以上)

●葬祭費の支給申請

- 会葬礼状または葬儀の領収書 喪主名義の預貯金通帳
- 来庁した方の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●念書の提出

- 相続人代表名義の預貯金通帳 相続人代表の印鑑(認印)

受付窓口

保険年金課 国民健康保険担当 内線143・144・4404

期限

各種証の返納:期限なし

葬祭費の支給申請:亡なられた日の翌日から2年以内

念書の提出:できるだけ速やかに

後期高齢者医療保険に加入している

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- 後期高齢者医療被保険者証
- 限度額適用認定証(認定を受けている場合)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(認定を受けている場合)
- 特定疾病療養受領証(認定を受けている場合)

●葬祭費の支給申請

- 喪主名義の預貯金通帳
- 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状や葬儀費用の領収書など)

●申立書の提出

- 相続人代表名義の預貯金通帳
- 相続人代表の印鑑(認印)

受付窓口

保険年金課 後期高齢者医療担当 内線145・147・148・197

期限

各種証の返納:期限なし

葬祭費の支給申請:葬祭を行った日の翌日から2年以内

申立書の提出:できるだけ速やかに

65歳以上または要介護認定を受けている

故人が65歳以上または要介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●保険料等に関する書類の提出

- 喪失届
- 申立書

●各種証の返還

- 被保険者証
- 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証

受付窓口

介護福祉課 介護保険資格管理担当

介護保険認定給付担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8444

期限

亡くなった日から14日以内

※要介護認定申請中の方は速やかにご連絡ください。

次のいずれかを利用している 緊急通報システム、認知症高齢者等家族支援サービス

故人が高齢者福祉サービスを利用していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

貸出機器の返却、届出の提出(郵送可)

受付窓口

介護福祉課 高齢福祉担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8438

期限

速やかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。

引き続き口座振替を希望される場合は、相続人代表者または納税義務者からの口座振替依頼をしてください。

手続き・持ち物

●市税の引き落とし口座の変更(金融機関窓口での申し込み)

- 変更後に口座振替を希望する口座の預貯金通帳
- 印鑑(通帳に使用しているもの)
- 納税(付)通知書
- 口座振替申込書

●市税の引き落とし口座の変更(市役所窓口での申し込み)

- 変更後に口座振替を希望する口座のキャッシュカード
- 運転免許証などの本人確認書類
- 口座振替申込書

受付窓口

納税課 管理担当 内線152・156

市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている

市税の相続人代表者等の指定の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●相続人代表者指定届出書の提出

受付窓口

税務課 市民税担当 内線132～134・4402
資産税担当 内線135～138

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

原動機付自転車等の廃車または名義変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●車両等の廃車または名義変更手続き

- 標識(ナンバープレート)
- 標識交付証明書
- 相続人を確認できる書類
- 届出者の本人確認書類

※必要となる書類については事前にお問い合わせください。

受付窓口

税務課 市民税担当 内線132～134・4402

期限

相続から15日以内

次のいずれかを所有している

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳

手続き・持ち物

● 障がい者手帳の返還届の提出

手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)

受付窓口

社会福祉課 障がい福祉担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8435

期限

速やかに

次のいずれかを所有している

・重度心身障害者医療費受給者証 ・障害福祉サービス受給者証
・自立支援医療費受給者証

手続き・持ち物

● 各種受給者証の返還

各種変更喪失届 各種受給者証
 相続人の印鑑(認印) 相続人の預金通帳

受付窓口

社会福祉課 障がい福祉担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8435

期限

速やかに

次のいずれかを受給している

・在宅重度心身障害者手当 ・特別障害者手当
・障害児福祉手当等

手続き・持ち物

● 手当の資格喪失届の提出

特別障害者手当・障害児福祉手当等資格喪失届
 相続人の印鑑(認印) 相続人の預金通帳

受付窓口

社会福祉課 障がい福祉担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8435

期限

速やかに

埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者または給付対象者

手続き・持ち物

- 埼玉県心身障害者扶養共済制度の年金給付請求
- 年金給付請求書 死亡・障害届 死亡診断書
- 加入者の死亡の分かる住民票 心身障がい者の住民票
- 心身障がい者または年金管理者の印鑑(認印)

受付窓口

社会福祉課 障がい福祉担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8435

期限

速やかに

児童手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。
※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

受給者が亡くなった場合

- 消滅届、未払請求書の提出
- 受給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード

新たな受給者を申請する場合

- 新規申請書の提出
- 受給者名義の通帳またはキャッシュカード
- 本人確認書類

受給対象児童が亡くなった場合

- 消滅届or額改定届出書の提出

受付窓口

こども支援課 子育て支援担当(ウェルス幸手内) ☎0480-42-8454

期限

事由発生から15日以内

子ども医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童である

子ども医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。
※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

受給資格を有している方

- 消滅届の提出
- 子ども医療費受給資格証

新たな受給者を申請する場合

- 新規申請書の提出
- 受給者名義の通帳またはキャッシュカード 健康保険証
- 本人確認書類 子ども医療費受給資格証

受給対象児童が亡くなった場合

- 消滅届の提出
- 子ども医療費受給資格証

受付窓口

こども支援課 子育て支援担当(ウェルス幸手内)
☎0480-42-8454

期限

事由発生から15日以内

児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。
※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

受給者が亡くなった場合

- 資格喪失届の提出
- 受給対象児童の通帳またはキャッシュカード 児童扶養手当証書

新たな受給者を申請する場合

- 新規申請書の提出
- 戸籍謄本(新規申請者及び児童) 年金手帳(新規申請者)
- 受給者名義の通帳またはキャッシュカード 本人確認書類

受給対象児童が亡くなった場合

- 資格喪失届または額改定届出書の提出
- 児童扶養手当証書

受付窓口

こども支援課 子育て支援担当(ウェルス幸手内)
☎0480-42-8454

期限

事由発生後、速やかに

ひとり親家庭等医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童である

ひとり親家庭等医療費の受給資格を有している方もしくは受給対象児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

- 消滅届の提出
- ひとり親家庭等医療費受給者証

新たな受給者を申請する場合

- 新規申請書の提出
- 戸籍謄本(新規申請者及び児童) 年金手帳(新規申請者)
- 受給者名義の通帳またはキャッシュカード
- 本人確認書類 健康保険証

受給対象児童が亡くなられた場合

- 変更(消滅)届の提出
- ひとり親家庭等医療費受給者証

受付窓口

こども支援課 子育て支援担当(ウェルス幸手内)
☎0480-42-8454

期限

事由発生から15日以内

特別児童扶養手当の受給者もしくは受給対象児童である

特別児童扶養手当を受給している方もしくは受給対象である児童が亡くなられた場合は、次の手続きをしてください。

※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

- 受給資格者死亡届の提出
- 受給対象児童の通帳またはキャッシュカード 特別児童扶養手当証書

新たな受給者を申請する場合

- 新規申請書の提出
- 受給者名義の通帳またはキャッシュカード
- 本人確認書類 戸籍謄本(新規申請者及び児童)

受給対象児童が亡くなられた場合

- 資格喪失届または額改定(減)届の提出

受付窓口

こども支援課 子育て支援担当(ウェルス幸手内)
☎0480-42-8454

期限

事由発生後、速やかに

保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用している保護者もしくは入所している児童である

保育所等を利用している保護者もしくは入所している児童が亡くなった場合は、次の手続きをしてください。
※個別の状況により、別途書類が必要になる場合があります。

手続き・持ち物

- 保護者が亡くなった場合
- 変更届の提出
- 児童が亡くなった場合
- 退所届の提出

受付窓口

こども支援課 幼稚園・保育担当(ウェルス幸手内)
☎0480-42-8454

期限

事由発生後、速やかに

水道使用者である

水道料金徴収等業務受託者へご連絡ください。

手続き・持ち物

- 水道の閉栓
- 水道の名義変更
- 振替口座の変更

受付窓口

水道料金徴収等業務受託者
☎0480-48-0050 ☎0480-48-2208

期限

速やかに

下水道使用者(構成員)である

水道料金徴収等業務受託者へご連絡ください。

手続き・持ち物

- 下水道の利用休止
- 支払方法の変更
- 世帯代表者の変更

受付窓口

水道料金徴収等業務受託者
☎0480-48-0050 ☎0480-48-2208

期限

速やかに

農業集落排水を利用している

外国府間・高須賀の一部地域で農業集落排水を利用している方は、一度ご連絡ください。

手続き・持ち物

- 世帯人数、代表者変更の連絡
- 使用中止の連絡
- 料金支払方法変更手続き

受付窓口

下水道課 管理担当 ☎0480-47-3340

期限

速やかに

農地を相続された方

相続により、農地の権利を取得した場合は、その旨を農地の所在する農業委員会に届出をすることが必要です。

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3の規定による届出書の提出
- 相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことが確認できる書類
- 本人確認書類

受付窓口

農業委員会事務局 内線536・537

期限

相続後、速やかに

※この代理人選任届はコピーのうえ、必ず委任者本人が自筆で記入してください(パソコン等による作成は不可)
また、代理人選任届に不備がある場合は対応できないこともあります。

代 理 人 選 任 届

幸手市長 宛

令和 年 月 日

代理人 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を私の代理人に選任し、下記の権限を委任いたします。

記

戸籍謄本等の申請及び受領に関する一切の権限

本籍 _____ 筆頭者 _____

住民票（除票）の申請及び受領に関する一切の権限

住民異動届（世帯主変更）の届出に関する一切の権限

その他（ _____ ）

※委任事項については具体的かつ明確に記入してください。

本人 住所 _____

氏名（自署） _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

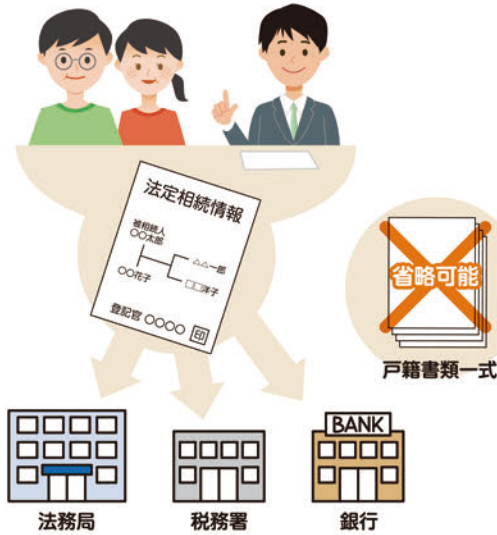
電話番号 _____

※電話番号は迅速に連絡が取れる番号を記入してください。

◆受付窓口では、代理人の本人確認を実施しているため、運転免許証等の掲示を求めます。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症する恐れがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

成年後見制度

任意後見人と法定後見人

後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

備えて
大切ね!



所有者に
意思判断能力がある時に
定める

任意後見人



所有者に
意思判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

相続・不動産登記のことなら 幸手司法書士事務所

急に発生する「相続」

相続するモノも金額も人それぞれだからこそ、
相続の「お悩み」もまた人それぞれです。

あなたのお悩みへ親身に寄り添い、
丁寧にサポートいたします。
どうぞお気軽にご相談ください。



＼お知らせ＼

2024年4月から

相続登記が
義務化



相続登記とは、被相続人(亡くなった人)が所有していた
不動産の名義を相続人の名義へ変更することを言います。
登記にかかわる手続きは専門知識が要される複雑なも
のです。

時間が経過してより複雑な事態になってしまう前に、
ぜひ登記の専門家である司法書士にご相談ください。

完全予約制 相続のご相談 初回1時間無料

幸手司法書士事務所

司法書士 長坂 健夫

駅近

東武日光線 幸手駅から徒歩約5分

駐車場
あり

〒340-0115 幸手市中一丁目5番8号 斎藤ビル2階A号室

お問い合わせはコチラから

☎0480-53-8083

平日 9:00~18:00 <土・日・祝日 ご相談ください>

✉ k-st@satte-office.com

HPIはコチラ

出張相談の
対応も可能



相続登記はお済みですか？

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？



❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、**思い立った時に対応するのがベスト**です！

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

 申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

[手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。]
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

法務省HP(<http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続のお悩みは

けやき 相続相談室

遺言・相続
無料相談!



① 税理士・行政書士などの専門家が対応

30人を超える専門家が所属。外部弁護士・司法書士とも密に連携しており、「誰に相談したらいいのかわからない」ときでも大丈夫。

② 地元ならではの丁寧な対応

地域の金融機関、司法書士、葬儀社、不動産業者と長年にわたる信頼関係を築いています。現地調査にもしっかり足を運びます。

③ 創業45年の豊富な経験と実績

けやき相続相談室は、創業1976年(昭和51年)、地域最大手として知られる「(株)けやきの経営」「税理士法人けやきの会計」が運営しています。

**2回目でも3回目でも、
ご相談は無料です**



☎ **0120-77-1139**

電話受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

けやき相続相談室 <https://keyaki-souzoku.com/>

各相談所

- ▼加須相談所：〒347-0064 埼玉県加須市東栄1丁目13-11
- ▼幸手相談所：〒340-0114 埼玉県幸手市東2丁目3-6
- ▼久喜相談所：〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目9-30
- ▼古河相談所：〒306-0033 茨城県古河市中央町1丁目8-5



面談は
土曜日、日曜日、
また平日夜間
でもOK!

予約制

※ご予約は電話受付時間内
お願いいたします

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン 借入金	借入先	金額	返済方法	備考
損害／傷害保険 生命保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
企業年金 個人年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

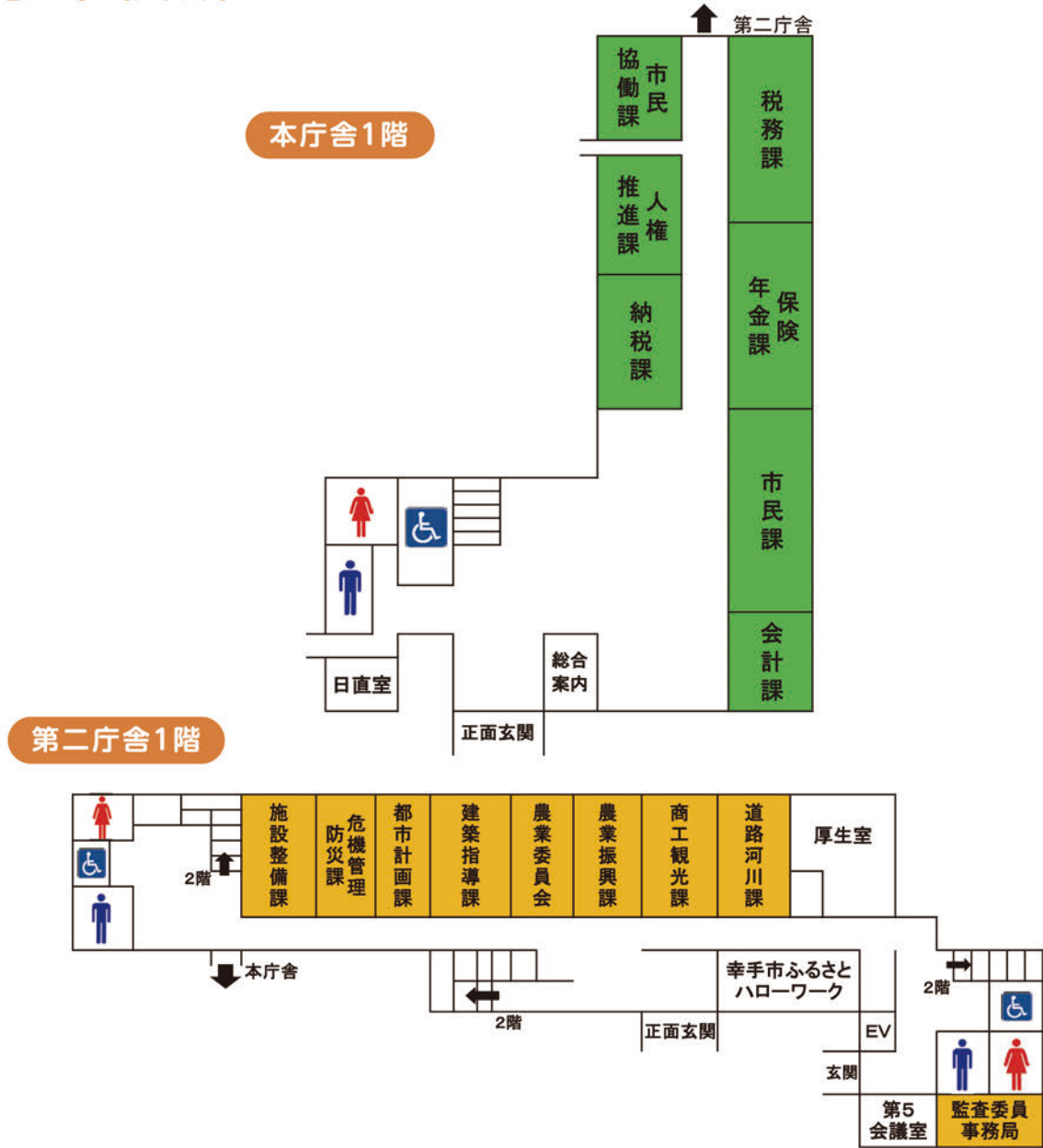
代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

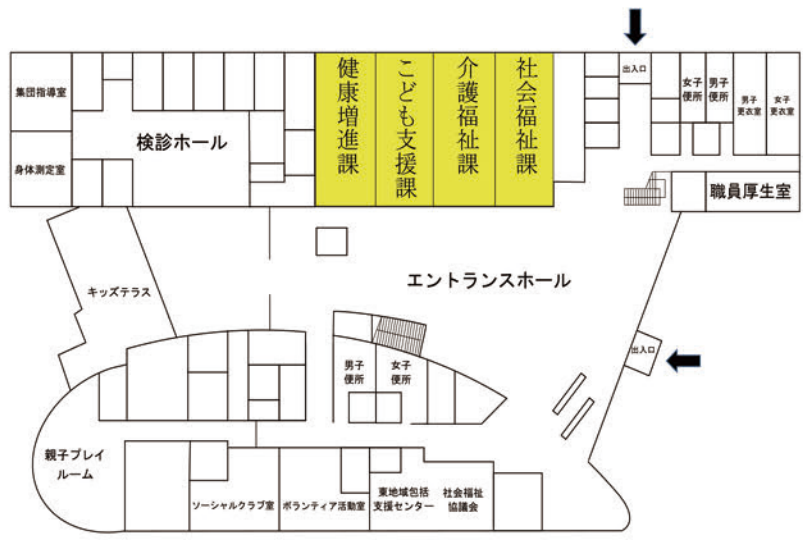
E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <http://yamashitaconsulting.com/>



幸手市役所 フロアマップ 幸手市東4-6-8



ウェルス幸手1階 保健福祉総合センター(ウェルス幸手) 幸手市天神島1030-1



大切な思い出の整理をお手伝い

これからの生活をもっと快適に みなさまの想いに寄り添う よりそい家です



生前
整理

遺品
整理

空家
管理

生前整理 元気なうちに、身の回りの整理を始めませんか？

よりそい家では、生前整理をお勧めしております。
よりそい家では、生前整理とは物だけでなく、
情報や今後のことについても考え、意思表示すること
と考えています。
生前整理を元気なうちに行うことで、自分の意思でご家
族に向けての思いを示すことができます。



遺品整理

遺品整理とは亡くなられた方が残した品
を整理する作業のことです。
よりそい家ではご遺族の意思によりそい、
丁寧な対応を心がけています。

空家管理

空家管理とは入居者が居ない
家の総合的管理を行います。
思い出の残る家(空家)の定期点検及び建物
の劣化を防ぐ・不審者の排除などの対応を
させていただきます。



地元の業者で安心できる、
経験豊富な「よりそい家」にお任せください！！

！整理士在籍

！明確な料金

！不用品買取

よりそい家

運営：富士コントロールグループ
〒349-1103 久喜市栗橋東2-10-21

TEL.0480-52-0255

休業日 日曜・祭日



受付時間 AM8:20~PM6:00 <https://yorisoia.fco.co.jp>

産業廃棄物収集運搬業 埼玉県 第01105068845号 古物商第431290029986 一般社団法人 遺品整理士認定協会所属スタッフ在籍
一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

埼玉県幸手市

司法書士法人 増田合同事務所

幸せの手と手をつなぐ
お手伝い

相続(遺産承継)のご相談は
増田合同事務所にお任せください。

相続のお手続きを
一括してお引き受けいたします。



相続業務のご案内

相続手続き(遺産承継業務)とは

相続手続き(遺産承継業務)とは、相続人の方からのご依頼によりお亡くなりになった方の財産(不動産・預貯金・株式など)を相続人へ継承させること。仕事や日々の生活で多忙な方や、歳を重ねるうちに体を動かすことのできない方々のご負担を軽減いたします。

安心無料相談

訪問相談無料

※お電話またはホームページにてご予約承っております。

☎0480-42-4741
🌐masuda-godo.jp



〒340-0115埼玉県幸手市中4丁目10番20号
※幸宮神社内に駐車場のご用意がございます

「すべての依頼者の方の幸せの一助になる」を理念に、開業以来45年以上に渡り、事務所を運営して参りました。私たちは皆様あらゆるお悩みにしっかり耳を傾け、適切なアドバイスをいたします。どうぞお気軽にご相談ください!